

子ども・子育て支援新

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月からスタートします。

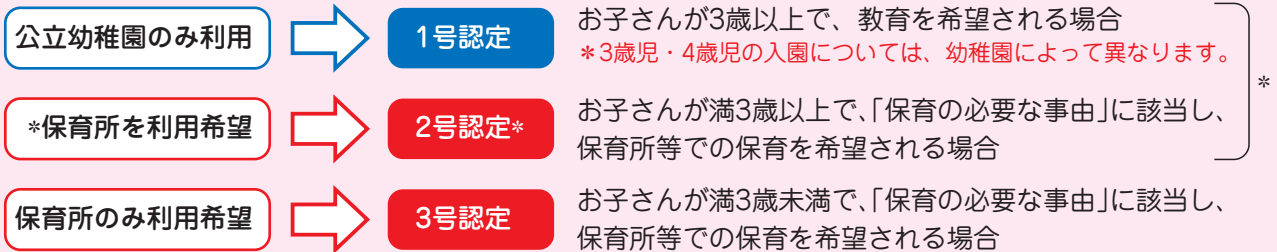
この新制度では、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、色々な取り組みを進めていきます。特に、幼稚園と保育所の取り組みを連携して進められることがひとつのポイントで、幼稚園・保育所を利用する場合の手続きがこれまでとは少し変わってきます。

○認定を受けていただきます

手続きはこれまでと大きく異なるものではありませんが、幼稚園・保育所など*の利用を希望する保護者の方に、利用するための認定を受けていただきます。

ここでは、分かりやすく幼稚園と保育所に分けてご説明します。

*説明：「幼稚園・保育所など」には、認定子ども園(本市には未設置)、地域型保育も含まれます。

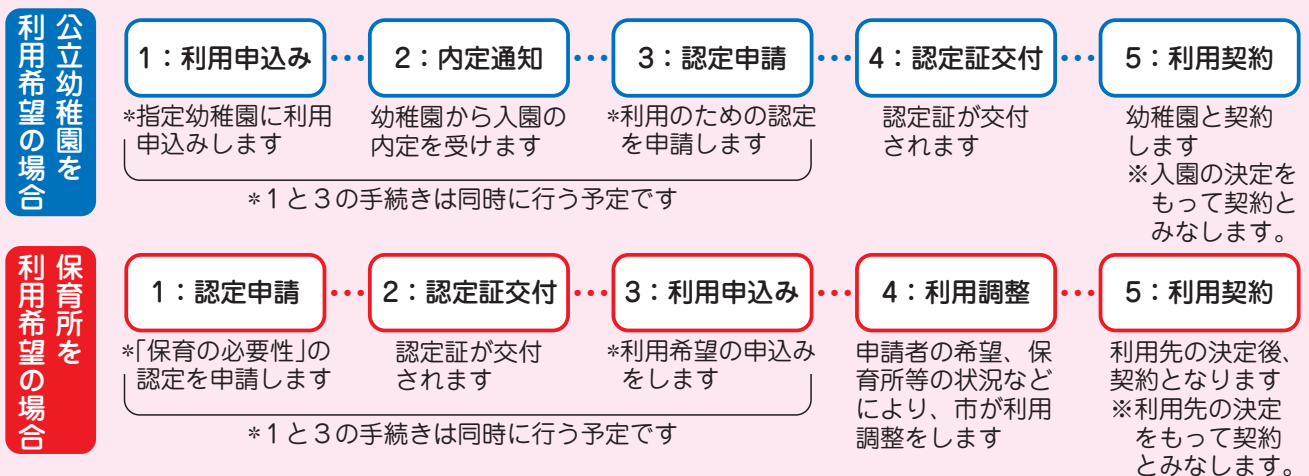


*説明：新制度では、幼稚園と保育所の両方を利用希望する場合には、まず2号認定の申請をしていただきます。

*私立幼稚園については、各園にお問い合わせ下さい。

○利用手続きの流れ

来年度の利用申込みから認定を受ける必要がありますので、今年の申込み受付から手続きの流れが変わってきます。



*注意：2号認定及び3号認定は、保護者の就労時間や保育の必要な事由に該当するかを確認するための手続きで、当面の間、認定を受けたお子さんの中で選考を行い、それぞれの保育所の定員を基準に利用調整を行います。そのため、保育の必要度の高い順の入所となります。